

指名停止措置状況

| 指名停止業者 | 所在地 | 指名停止開始日 | 指名停止終了日 | 期間 | 根拠規定 |
|--------------|---------|-----------|-----------|-----|-----------------|
| 株式会社久米設計 | 東京都江東区 | 令和5年12月5日 | 令和6年6月4日 | 6か月 | 別表2.3.4 |
| 三愛物産株式会社 | 愛知県名古屋市 | 令和6年1月5日 | 令和6年7月4日 | 6か月 | 別表2.3.4 |
| UDトラックス株式会社 | 埼玉県上尾市 | 令和6年3月18日 | 令和6年5月17日 | 2か月 | 別表2.7.4イ |
| 中部電力ミライズ株式会社 | 愛知県名古屋市 | 令和6年3月18日 | 令和6年5月17日 | 2か月 | 別表2.2.4及び3条の2.2 |

- ※1 指名停止を受けた業者で、改善措置等の報告が未提出の方におかれましては、「指名停止通知書」のとおり、財務室まで早急に提出願います。
- ※2 根拠規定欄の表示方法
例:「別表2.6.1.ア」とは、「明石市入札参加者等指名停止基準、別表第2第6項第1号ア」に該当することを表します。
- ※3 上記の指名停止措置状況は、「明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第2号、別表第2第8項第8号及び別表第2第8項第11号」の規定による指名停止業者を除きます。